

平成 18 年度

人事行政の運営等の状況

南箕輪村

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 18 年度 新規採用者数

区分	採用職種	事務・専門の別	採用者数（人）
試験	中級	一般事務	0
		専門職	0
		中級計	0
	初級	一般事務	0
		専門職	0
		初級計	0
試験採用計			0
選考	中級	一般事務	0
		専門職	0
		中級計	0
	初級	一般事務	0
		専門職	0
		初級計	0
試験採用計			0
合計			0

(2) 平成 18 年度 退職者数

区分		退職者数（人）
定年	課長級	0
	係長級以下	0
	定年計	0
早期	課長級	0
	係長級以下	3
	早期計	3
合計		3

(3) 定期異動の状況

ア 異動者数（転出ベース）

区 分	H18. 4. 1 異動者数（人）
課 長 級	2
係 長 級	20
そ の 他	21
計	43

イ 昇任者数（転入ベース）

区 分	H18. 4. 1 昇任者数（人）
課 長 級	8
統括係長級	8
係 長 級	5
そ の 他	5
計	26

注 給与制度改正に伴う級の変更による昇格を含む。

(4) 派遣職員数（平成 18 年 4 月 1 日現在）

構成員となっている広域連合・一部事務組合への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を積極的に実施しています。

派遣先の区分	派遣職員数（人）	派 遣 先
広 域 連 合	2	上伊那広域連合
一部事務組合	2	伊那中央行政組合
市 町 村	1	箕輪町
民間・NPO・大学	0	
都 道 府 県	1	長野県上伊那地方事務所
省 庁 等	0	
公益法人等	2	南箕輪村開発公社 1 南箕輪村社会福祉協議会 1
計	8	

(5) 女性職員の登用状況（平成18年4月1日現在）

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区 分	総登用数（人） A	うち女性数（人） B	割 合（%） B/A
課 長 級	8	1	12.5
統括係長級	8	5	62.5
係 長 級	26	12	46.2
計	42	18	42.9

(6) 職員数の状況 2の(6)参照

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口 (H17 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) H16 年度の 人件費率
17 年度	人 13,487	千円 4,427,843	千円 243,861	千円 1,030,150	% 23.3	% 20.4

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
17 年度	人 122	千円 440,457	千円 51,837	千円 188,367	千円 680,661	千円 5,579

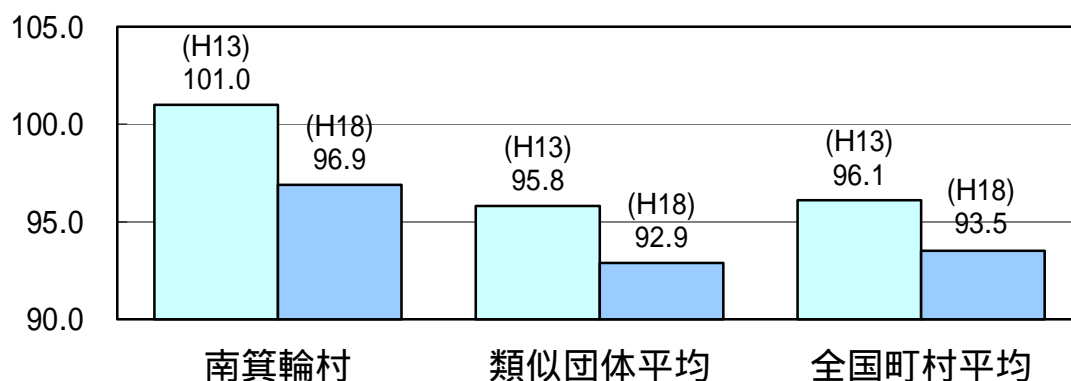
(参考) 類似団体平均 1 人当たり給与費
千円 5,851

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成 17 年 4 月 1 日現在の人数である。

ウ 特記事項

財政状況に鑑み、給与抑制措置として管理職手当の 2 割カットを実施

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南箕輪村	40.2歳	317,400円	413,500円	381,800円
長野県	44.6歳	369,778円	438,394円	404,317円
国	40.4歳	328,477円	—	381,212円
類似団体	42.8歳	327,403円	369,469円	355,321円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南箕輪村	46.2歳	311,200円	363,200円	353,000円
うち給食調理員	—	312,500円	364,578円	354,378円
長野県	46.6歳	340,704円	377,834円	363,799円
国	48.4歳	286,500円	—	318,595円
類似団体	48.4歳	278,144円	294,638円	289,004円
民間事業者平均	—	—	—	—

③ 教育職（小・中学校）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

南箕輪村	—	—	—
長野県	42.3 歳	388,251 円	436,659 円
類似団体	42.7 歳	322,313 円	338,843 円

* 南箕輪村は、該当がありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 18 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当（南箕輪村は該当なし）、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		南箕輪村	長野県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	
	高校卒	138,400 円	138,400 円	
技能労務職 (用務員)	高校卒	—	134,000 円	
	中学卒	120,200 円	120,200 円	
教育職	大学卒	—	190,500 円	
	高校卒	—	—	

* 南箕輪村には教育職等の職員はおりません。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	285,700 円	352,800 円	389,800 円
	高校卒	255,900 円	292,500 円	—
技能労務職 (用務員)	高校卒	X 円	290,100 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

* 南箕輪村には教育職等の職員はおりません。

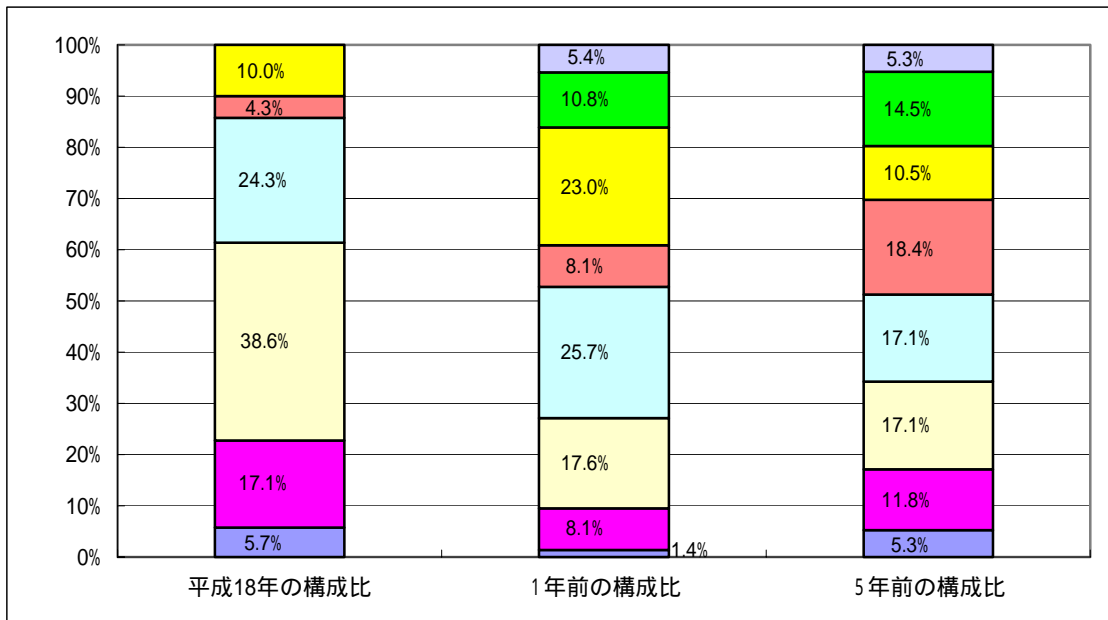
* 該当者が 1 人である欄は、「X」の表示とします。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1 級	主事の職務	4	5.7
2 級	主任の職務	12	17.1
3 級	主査の職務	27	38.6
4 級	係長の職務	17	24.3
5 級	統括係長の職務	3	4.3
6 級	課長の職務	7	10.0

- (注) 1 南箕輪村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

イ 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17 年度	職 員 数 A	人 74
	普通昇給期間（12～24 月）を短縮して昇給した職員数 B	人 4
	比 率 B/A	% 5.4
18 年度	職 員 数 A	人 76
	普通昇給期間（12～24 月）を短縮して昇給した職員数 B	人 7
	比 率 B/A	% 9.2

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南箕輪村	長 野 県	国
1 人当たり平均支給額 (H17 年度) 1,548 千円	1 人当たり平均支給額 (H17 年度) 1,774 千円	—
(H17 年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(H17 年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(H17 年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

* 南箕輪村には、再任用職員がおりません。

イ 退職手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

南箕輪村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1 人当たり平均支給額 25,655 千円					

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、17 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

* 南箕輪村では地域手当を支給していません。

エ 特殊勤務手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

支給実績（H17 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（H17 年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H17 年度）		— %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	従事した職員	家畜伝染病の防疫作業	作業 1 日 500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H17 年度決算）	19,872 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（H17 年度決算）	163 千円
支給実績（H16 年度決算）	16,813 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（H16 年度決算）	124 千円

カ その他の手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (H17 年度 決算) (千円)	支給職員 1 人当たり平 均支給年額 (H17 年度決 算) (円)
扶養手当	① 配偶者 13,500 円 ② 配偶者以外の扶養親族 2 人まで（配偶者扶養） 6,000 円 1 人（配偶者非扶養） 6,500 円 1 人（配偶者なし） 11,000 円 その他 5,000 円 ③ 特定期間の子の加算 1 人につき 5,000 円	同じ	—	9,018	17,400
住居手当	① 職員の居住する貸家・ 貸間 月額 12,000 円を超える 家賃を払っている職員 に家賃に応じて支給 (27,000 円/月が限度額) ② 自宅 自宅を所有する職員に 支給 3,000 円/月	一部異 なる	国： 自宅所有 者 2,500 円 (5 年間)	4,652	9,600
通勤手当	① 通勤距離が 2 km 以上で 交通機関等の利用者 運賃相当額 (55,000 円/月が限度額) ② 通勤距離が 1 km 以上で 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 (10,000 円/月が限度額)	異なる	距離区分 及び支給 額	4,696 (交通機 関等の利 用者の支 給はなし)	4,400
管理職手当	6 級職（課長等） 給料月額 8% 分の額を 支給	異なる	国： 給料月額 の 10% ~ 25% 分の 額を支給	3,374	34,300
休日勤務手 当	祝日等に勤務した場合に支 給 勤務 1 時間当たりの給与 額に 35% を加算した額を 支給	同じ		—	—
宿日直手当	宿日直 1 回につき 4,200 円			2,058	4,200

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (H17年度決算) (千円)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H17年度決算)(円)
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急に休日等に勤務したときに支給 6時間を超える勤務1回につき 4,000円	同じ		—	—
寒冷地手当	村の支給地域区分は4級地 ①世帯主である職員(扶養親族あり) 17,800円 ②世帯主である職員(扶養親族なし) 10,200円 ③その他の職員 7,360円	同じ		6,987	58,200

キ 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	(参考)類似団体における 最高/最低額	
給 料	村 長	647,100円 (719,000円)	874,000円 / 325,000円	
	助 役	568,230円 (611,000円)	680,000円 / 325,000円	
	収 入 役	—円 (—円)	612,000円 / 440,000円	
報 償	議 長	269,000円 (—円)	380,000円 / 220,000円	
	副 議 長	203,000円 (—円)	285,000円 / 176,000円	
	議 員	183,000円 (—円)	270,000円 / 152,800円	
期 末 手 当	村 長 助 役 収 入 役	(17年度支給割合) 4.62月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(17年度支給割合) 4.62月分		
給 料	村 長	(算定方式) 給料×在職月数×0.44	(1期の手当額) 15,185,280円	(支給時期) 任期ごと
	助 役	給料×在職月数×0.26	7,625,280円	任期ごと
	収 入 役	—	—	—
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

* 南箕輪村は、収入役を置いていません。

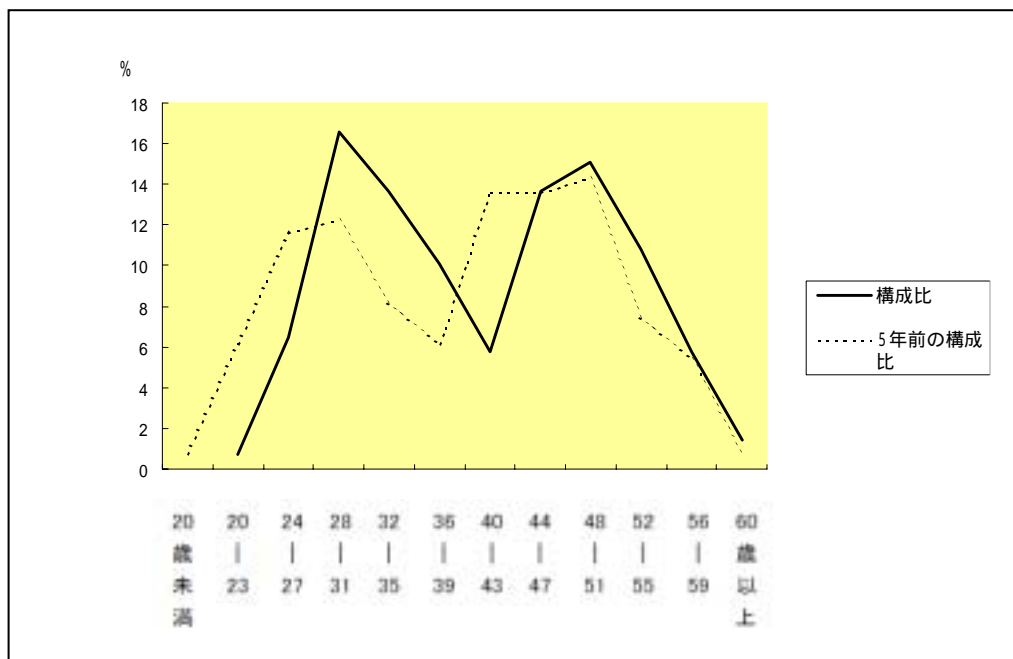
(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在, 単位: 人)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成17年	平成18年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		退職職員の欠員不補充 機構改革による
		総務	29	29		
		税務	9	9		
		民生	51	49	△2	
		衛生	7	8	1	
		農水	6	6		
商工		2	2			
土木	6	5	△1	機構改革による		
	計	112	110	△2	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 8.19人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 11.01人)	
	教育部門	14	13	△1	指定管理者制度の活用	
	消防部門	—	—			
	小計	126	123	△3	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 8.19人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 11.01人)	
計等部門 公営企業会	水道	5	4	△1	機構改革による	
	下水道	7	7			
	その他	8	5	△3	機構改革、業務見直し等による	
	小計	20	16	△4		
合計		146	139	△7	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 8.19人	

イ 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	1	9	23	19	14	8	19	21	15	8	2	139

ウ 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数 (人)	平成22年4月1日 職員数 (人)	純減数 (人)	純減率 (%)
146	136	10	△6.8

(参考) 南箕輪村第4次行政改革大綱実施計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	10人の純減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～18年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	112	110	/	/	/	/	—	/
	増 減	/	△2	/	/	/	/	△2	/
教 育	職員数	14	13	/	/	/	/	—	/
	増 減	/	△1	/	/	/	/	△1	/
消 防	職員数	—	—	/	/	/	/	—	/
	増 減	/	—	/	/	/	/	—	/
公営企業 等 会 計	職員数	20	16	/	/	/	/	—	/
	増 減	/	△4	/	/	/	/	△4	/
計	職員数	146	139	/	/	/	/	—	136
	増 減	/	△7	/	/	/	/	△7 (70%)	△10

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(7) 公営企業職員の状況

ア 南箕輪村水道事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 216,343	千円 34,804	千円 21,262	% 9.8	% 9.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 4	千円 14,263	千円 1,005	千円 5,994	21,262	千円 5,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成17年3月31日現在の人数である。

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,971

b 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南箕輪村水道事業	32.7 歳	269,225 円	373,947 円
団体平均	44.8 歳	405,134 円	657,053 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

e 時間外勤務手当

支給実績 (H17 年度決算)	401 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H17 年度決算)	100 千円
支給実績 (H16 年度決算)	306 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H16 年度決算)	76 千円

f その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (H17 年度決算) (千円)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H17 年度決算) (円)
扶養手当	① 配偶者 13,500 円 ② 配偶者以外の扶養親族 2 人まで (配偶者扶養) 6,000 円 1 人 (配偶者非扶養) 6,500 円 1 人 (配偶者なし) 11,000 円 その他 5,000 円 ③ 特定期間の子の加算 1 人につき 5,000 円	同じ	—	9,018	17,400
住居手当	① 職員の居住する貸家・貸間 月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員に家賃に応じて支給 (27,000 円/月が限度額) ② 自宅 自宅を所有する職員に支給 3,000 円/月	一部異なる	国： 自宅所有者 2,500 円 (5年間)	4,652	9,600
通勤手当	① 通勤距離が 2 km 以上で交通機関等の利用者 運賃相当額 (55,000 円/月が限度額) ② 通勤距離が 1 km 以上で自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 (10,000 円/月が限度額)	異なる	距離区分及び支給額	4,696 (交通機関等の利用者の支給はなし)	4,400
管理職手当	6 級職 (課長等) 給料月額 8% 分の額を支給	異なる	国： 給料月額 10% ~ 25% 分の額を支給	3,374	34,300

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (H17年度決算) (千円)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H17年度決算)(円)
休日勤務手当	祝日等に勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給与額に35%を加算した額を支給	同じ		—	—
宿日直手当	宿日直1回につき4,200円			2,058	4,200
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急に休日等に勤務したときに支給 6時間を超える勤務1回につき4,000円	同じ		—	—
寒冷地手当	村の支給地域区分は4級地 ①世帯主である職員(扶養親族あり) 17,800円 ②世帯主である職員(扶養親族なし) 10,200円 ③その他の職員 7,360円	同じ		6,987	58,200

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

→ 13 ページを参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平成 18 年度 勤務時間の状況（平成 18 年 7 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40 時間	8 時 30 分	17 時 30 分	12 時 00 分～13 時 00 分

注 保育園においては、交替制勤務としているため、別に勤務時間を定めています。

(2) 平成 18 年度 休暇及び休業の状況

休暇は、有給休暇と無給休暇とに分けられ、有給休暇には事由を限らない年次休暇と、結婚、忌引、ボランティア活動など特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。

休業は、比較的長期に渡って勤務を免除するもので、育児や介護のための休業があり、いずれも無給となります。

ア 休暇の取得状況

① 年次休暇の状況

総付与日数 (日) A	総使用日数 (日) B	全対象職員数 (人) C	平均使用日数 (日) B/C	消化率 (%) B/A
5,055	829	128	6	16

注 対象期間は、平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までです。

② 介護休暇の状況

のべ取得者数 (人)	0
------------	---

③ 療養休暇の状況

連続 30 日超の療養休暇 のべ取得者数 (人)	3
-----------------------------	---

イ 休業の取得状況

区分	育児休業取得者数 (人)	部分休業取得者数 (人)	
		うち両休業取得者数 (人)	
男	0	0	0
女	11	0	0
計	11	0	0

注 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(3) 平成 18 年度 時間外（超過）勤務の状況

時間外勤務時間（1 人当たり）（時間）	58
---------------------	----

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 平成 18 年度 分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

ア 分限処分の状況

(単位：人)

処分の種類・処分手由		降任	免職	休職	降任	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	/	/	0	/
心身の故障の場合	地公員第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	/	0	/
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	/	/	0	/
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	/	/	0	/
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	/	/	0	/	0	/
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	/	/	0	0	0	/
計		0	0	0	0	0	0
地公法第28条第4項により失職した者		/	/	/	/	/	0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		/	/	/	/	/	0

注 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

イ 懲戒処分の状況

(単位：人)

処分の種類・処分手由		戒告	減給	停職	免職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公員第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

注 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

5 職員サービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課されています。

(1) 平成 18 年度 職員のサービス違反

区分	内容	処分等者数 (人)
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		0

(2) 平成 18 年度 営利企業等の従事許可

許可件数（件）	従事内容
0	—

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成 18 年度 職員研修の実績

一般的な行政職員を対象とした主な研修を掲載しています。

区分	研修名	対象職員	研修期間	人員
監督者研修	係長研修	新任係長	2 日間	3
	メンタルヘルス研修会	管理職・監督者	1 日	43
	人事評価者（一次評価者）研修	監督者	1 日	23
幹部	人事評価評価者研修	幹部職員（一次評価者）	1 日	12
事後	全国地域リーダー養成塾終了者研修会	養成塾修了者	2 日間	2
特別	財政事務研修	財政担当職員	2 日間	1
	「地方自治法の一部改正法」研修セミナー	例規事務担当者	1 日	2
	長野県町村監査委員研修	監査委員事務局長	1 日	1
	土地評価実務研修	固定資産評価事務担当者	4 日間	1
	カウンセリング基礎講座	職員衛生管理担当者	1 日	1
	企業人権教育研修会	人事担当者	1 日	1
	公営企業経理事務研修	公営企業経理事務担当者	1 日	1
	人事・給与管理事務研修	人事・給与担当者	1 日	1
	企業会計研修	下水道事業経営担当者	5 日間	1
	甲種防火管理講習会	防火管理者となる者	2 日間	3
	病態栄養指導者研修会	栄養士	2 日間	1
	長野県保育研究大会	保育士	2 日間	6
	上伊那における文書管理のあり方に関する研修	推進委員	2 日間	17
	行政企画力研修	企画職員	2 日間	1
	税務管理・徴収事務研修	税務担当者	1 日	2
メンタルヘルス研修	在職者（監督者以外）	1 日	73	

(2) 平成 18 年度 勤務成績の評定の状況

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行っています。

平成 18 年度は、新たに設けた人事評価システムにより上半期の評価を試行的に実施し、下半期分からは本格実施として平成 19 年 4 月に実施しました。

評価（試行）の時期	平成 18 年 11 月
評価（試行）の対象者数	121 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 平成 18 年度 健康診断等の実施状況

職員の健康管理のため、各種健康診断を医療機関等に委託して実施するとともに、職員の心の健康づくりのため研修会等のメンタルヘルス事業も実施しています。

ア 定期健康診断

対象者	受診者数（人）
労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 44 号に基づく定期健康診断対象者	15

イ 人間ドック

対象者	受診者数（人）
定期健康診断対象者のうち人間ドックを希望するもの	104

(2) 平成 18 年度 衛生委員会の開催状況

2回開催

(2) 平成 18 年度 共済組合の負担金・掛金

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関して長野県市町村職員共済組合に加入し、給付事業を実施しています。

組合員数 (H19. 3. 31 現在)		138 人
短期給付に要する費用	負担金	26,350 千円
	掛金	25,827 千円
介護給付金の納付に要する費用	負担金	2,353 千円
	掛金	2,453 千円
長期給付に要する費用	負担金	74,304 千円
	掛金	58,171 千円
組合の事務に要する費用	負担金	1,093 千円
福祉事業に要する費用	負担金	1,771 千円
	掛金	1,772 千円

* 「組合員数」は、任意継続組合員（退職後 2 年まで希望により継続して加入することができます）を除く人数です。

(3) 平成 18 年度 職員互助会の掛金・補助金

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

	南箕輪村職員互助会 (長野県市町村職員互助会)
補助対象会員数 (平成 19. 3. 31) A	148 人
互助会に対する補助金 B	1,718 千円
会員による掛金額 C	3,435 千円
補助率 B/C	33.3%
1 人当たりの年間補助金額 B/A	11,608 円

* 南箕輪村職員互助会が加入する長野県市町村職員互助会への負担金として補助しています。

(4) 平成 18 年度 公務・通勤災害の認定状況

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

ア 常勤職員

区 分		職員数 (人)
公務災害	負傷	2
	うち死亡	
	疾病	
	うち死亡	
	うち脳心疾患	
	うち死亡	
		2
通勤災害		
	うち死亡	
合 計		2
	うち死亡	

- 注 1 死亡事案の件数は、内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は、含みません。

イ 非常勤職員

区 分		職員数 (人)
公務災害	負傷	
	うち死亡	
	疾病	
	うち死亡	
	うち脳心疾患	
	うち死亡	
通勤災害		
	うち死亡	
合 計		0
	うち死亡	

8 その他村長が必要と認める事項

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 平成 18 年度 採用試験の状況

① 試験の日程等

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第 1 次 試験日	第 2 次 試験日	合格者 決定日
南箕輪村職員採用試験	行政中級	昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者で、大学又は短期大学を卒業したもの又は平成 19 年 3 月末日までに卒業見込みのものであって、次の①から③に該当しないもの。①日本の国籍を有しない人 ②平成 19 年 4 月 1 日において、南箕輪村に生活の本拠を有することが見込めない人 ③地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人	9 月 5 日	10 月 22 日	10 月 23 日
	行政初級	昭和 56 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者で、高等学校を卒業したもの又は平成 19 年 3 月末日までに卒業見込みのものであって、次の①から③に該当しないもの。①日本の国籍を有しない人 ②平成 19 年 4 月 1 日において、南箕輪村に生活の本拠を有することが見込めない人 ③地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人			

② 試験の実施状況

試験の名称	試験区分	採用予定 人員 (人)	申込者数 (人)	1 次試験 受験者数 (人) A	1 次試験 合格者数 (人)	2 次試験 受験者数 (人)	最終合格 者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
南箕輪村職員採用試験	行政中級	若干名	27	24	4	2	2	12.0
	行政初級		3	3	0	—	—	—

(2) 平成 18 年度 採用選考の実施状況

ア 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

未実施

イ 身体障害者を対象とする選考考査

未実施

ウ 技能労務職員採用選考考査

未実施

Ⅱ 公平委員会の業務の状況

上伊那地域公平委員会から報告がありました業務の状況は次のとおりです。

1 平成 18 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・平成 18 年度受付事案 0 件
- ・平成 18 年度中に判定を行った事案 0 件

2 平成 18 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・平成 18 年度受付事案 0 件
- ・平成 18 年度中に判定を行った事案 0 件